

1月の休日当番医

医 科
◆ 1 日 (金) 午前8時～ 2 日 (土) 午前8時 今市病院 ☎22-2200
◆ 2 日 (土) 午前8時～ 4 日 (月) 午前8時 獨協医大日光医療センター ☎76-1515
◆ 9 日 (土) 午後5時～11日 (月) 午前8時 川上病院 ☎22-2311
◆ 11 日 (月) 午前8時～12 日 (火) 午前8時 日光市民病院 ☎50-1188
◆ 16 日 (土) 午後5時～18 日 (月) 午前8時 森病院 ☎22-1024
◆ 23 日 (土) 午後5時～25 日 (月) 午前8時 今市病院 ☎22-2200
◆ 30 日 (土) 午後5時～ 2 月 1 日 (月) 午前8時 獨協医大日光医療センター ☎76-1515

歯 科	診療時間…午前10時～午後4時
◆ 1 日 (金) 荒神橋のだ歯科医院 ☎22-8211	
◆ 2 日 (土) 鈴木歯科クリニック ☎26-5566	
◆ 3 日 (日) 田野井歯科清原診療所 ☎22-2815	
◆ 10 日 (日) 柴田歯科クリニック ☎21-0664	
◆ 11 日 (月) 中村歯科医院 ☎21-0675	
◆ 17 日 (日) 吉原歯科医院矯正歯科 ☎22-6480	
◆ 24 日 (日) 鈴木歯科医院 ☎21-0225	
◆ 31 日 (日) 大橋歯科医院 ☎77-0142	

休日急患こども診療所
ところ 今市保健福祉センター
診療日 日曜日・祝日・振替休日
診療科目 小児科
受付時間 午前9時～11時30分 午後2時～4時30分 午後7時～10時
※年末年始の診療は、12月31日(木)、 1月2日(土)、1月3日(日)の午前 9時～11時30分・午後2時～4時 30分のみ行います。 なお、12月27日(日)は、通常ど おり診療を行います。 電話番号☎30-7299(診療日のみ)

乳幼児相談

内 容	対象地域(地区)	と き	受付時間	会 場
12か月児相談	日光地域	12日(火)	午前9時30分 ～10時	日光福祉保健センター
	藤原地域		午前10時 ～10時30分	藤原保健センター
	今市地域全地区	28日(木)	午前9時～10時	今市保健福祉センター
すくすく 赤ちゃん相談 ※母子健康手 帳持参	今市地区	8日(金)	午前9時30分 ～11時	今市保健福祉センター
	豊岡地区			豊岡支所
	日光地域	12日(火)		日光福祉保健センター
	藤原地域		午前10時 ～10時30分	藤原保健センター
	落合地区	15日(金)	午前9時30分 ～11時	落合公民館
	大沢地区			大沢地区センター
	塩野室地区			塩野室支所

◇各地域ごとに異なっていた子育てに関する相談の名称を、「すくすく子育て相談」に統一しました。

成人健康相談(全地域対象)

内 容	と き	会 場	受付時間
総合健康相談 ※栄養相談を含む	8 日 (金)	今市保健福祉センター	午前 9 時30分～10時30分
	12 日 (火)	藤原保健センター	午前10時～正午

- ◇成人健康相談の名称・開催方法が変わりました。
- ◇お住まいの地域にかかわらず、どちらの会場でも相談可能です。
- ◇健康課成人健康係では、随時相談をお受けしますので、ご連絡ください。

※ 23 ページでは、平成 22 年度の成人健康診査申込みのお知らせをしていますので、ご覧ください。

乳幼児健康診査

内 容	対象地域(地区)	と き	受付時間	会 場
4 か月児健診	今市・塩野室	20日(水)	午後 1 時～ 1 時30分	今市保健福祉センター
	藤原地域	26日(火)		藤原保健センター
	日光地域	27日(水)	午後 1 時～ 1 時15分	日光福祉保健センター
	豊岡・落合・大沢	28日(木)		
8 か月児健診	今市・塩野室	14日(木)	午後 1 時～ 1 時30分	今市保健福祉センター
	豊岡・落合・大沢	21日(木)		
	藤原地域	26日(火)		藤原保健センター
	日光地域	27日(水)	午後 1 時15分～ 1 時30分	日光福祉保健センター
1 歳 6 か月児 健診	今市・塩野室	13日(水)	午後 1 時～ 1 時30分	今市保健福祉センター
	日光地域		午後 1 時～ 1 時15分	日光福祉保健センター
	豊岡・落合・大沢	22日(金)	午後 1 時～ 1 時30分	今市保健福祉センター
	藤原地域	28日(木)		藤原保健センター
2 歳児 歯科健診	今市地域全地区	7 日(木)		今市保健福祉センター
3 歳児健診	栗山地域	22日(金)	午後 1 時15分～ 1 時30分	栗山保健センター
	今市・塩野室	27日(水)	午後 1 時～ 1 時30分	今市保健福祉センター
	豊岡・落合・大沢	29日(金)		

- ◇各健診の対象児は、受診日に対象月齢・年齢に達している乳幼児です。
- ◇各健診は、どの会場でも受けられますが、お住まいの地域以外の会場で受ける場合は、健康課まで必ずご連絡ください。



1月健康診査・検診

お問い合わせは
健康課(今市保健福祉センター内)

☎(21)2756

元気予報



今市医師団幹事
吉原医院 吉原光恵

注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)②

前回はAD／HDとは何か、および適切な早期診断と対応が重要であることを説明しましたが、今回は具体的な対応と展望について説明します。

まず、AD／HDのような発達障がい全体の共通の対応で大切なことは、特性そのものを問題と決め付けないことです。特性は状況や周囲の受け止め方で、長所にも短所にもなります。例えば、多動は、活発、活動的。気が散りやすいは、好奇心旺盛。熱中すると周りが見えないは、好きなことには熱中できる。融通が利かないは、素直、約束が守れるなどです。子どもに合った環境整備や指導をしないことが問題につながります。特性を変えようとするのではなく、より適応できる行動へと変化させることです。

具体的には、注目の要求に対しては、小まめに子どもに注目することで存在を認めていることを伝える。適切な行動を認め褒める。いやなことから逃れようとしがちなときは、課題や作業手順を分かりやすく図や表などに書いて示す。間違った行動は、叱責や指摘をせず、正しい行動を教える。集団の中で恥ずかしい経験をしないよう配慮するなどです。

適切な対応を受けずに成長すると、重大な二次障がいを生じます。その中に行為障がいがありますが、反復して持続する反社会的、攻撃的あるいは反抗的行動パターンを特徴とします。思春期になつて行為障がい合併する子どもは、環境的な影響が大きいといわれています。学校や親による不十分な教育や養育の中で、不適切な対応をされた子どもは、自信を失い、自尊心が育たず、その気持ちのひずみから、反抗するという行動パターンを身に付け、さらに反社会的行動、攻撃行動へとエスカレートさせていきます。このような不幸な方向に行かないために、教育者、養育者(保護者)、社会が発達障がいを正しく理解し、さらに教育、家庭、医学が連携することにより早期診断と適切な対応につながります。